

令和5年第3回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月13日若狭町議会第3回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川 暢一 君	2番	川島 富士夫 君
3番	西村 毅 君	4番	倉谷 明 君
5番	増井 文雄 君	6番	藤田 正美 君
8番	熊谷 勘信 君	9番	島津 秀樹 君
10番	辻岡 正和 君	11番	坂本 豊 君
12番	今井 富雄 君	13番	北原 武道 君
14番	松本 孝雄 君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮 登志次 書記 岡本 晃明

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡辺 英朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松宮 毅	会 計 管 理 者	三宅 宗 左
総 務 課 長	岡本 隆 司	総合政策課長	岸本 晃 浩
観光商工課長	佐野 明 子	税務住民課長	中西 みや子
環境安全課長	中村 辰 也	福 祉 課 長	山口 勉
子育て支援課長	旭 明 男	健康医療課長	池田 和 哉
建 設 課 長	竹内 正	上下水道課長	飛永 浩 志
産業振興課長	中村 和 幸	パレア文化課長	山本 裕 之
歴史文化課長	木下 忠 幸	教育委員会事務局長	宮田 雅 秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第47号 工事請負契約の締結について（災害情報放送設備整備工事）

日程第 4 議案第48号 工事請負契約の締結について（令和5年度若狭三方縄文

博物館空調改修工事)

(午前 9時29分 開会)

○議長（辻岡正和君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（辻岡正和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番、増井文雄君、6番、藤田正美君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（辻岡正和君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は4名の皆様から通告がありました。

簡潔な質問、答弁をお願いいたします。

一般質問の順序は、2番、川島富士夫君、1番、谷川暢一君、13番、北原武道君、4番、倉谷 明君の順に質問を許可します。

2番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は、10時31分までとします。

○2番（川島富士夫君）

皆様、おはようございます。

公明党の川島です。通告書に従い、大項目で3点、質問をさせていただきます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは大項目の1点目、新型コロナウイルス感染症の感染症分類「5類」への移行を受けて、幾つか質問をさせていただきます。

移行から既に1か月以上が経過しております。新聞、テレビなどの報道もありましたので、皆様御承知の部分も多いかと思えます。今日は、確認の意味も含めて質問いたします。

本年5月8日から、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが季節性インフルエン

ザと同じ５類に移行しました。これまで実施されていた入院勧告や外出自粛要請などの措置がなくなりました。そこで、これからの受診治療や感染対策を行う上での変更点や注意点についてお伺いします。

まず、医療体制や医療費の公費負担についてはどうなるのでしょうか。次の４点を踏まえて御答弁をお願いします。

１、ワクチン接種にかかる費用負担。

２、ＰＣＲ検査や外来にかかる費用負担。特にＰＣＲ検査にかかる費用はどれくらいかかるのか、またＰＣＲ検査への公費助成は行っていないのか。

３、入院した場合の費用負担。

４、高額治療薬にかかる費用負担。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、５類移行後の医療体制や医療費の公費負担についての御質問にお答えします。

私たちの暮らしを一変させ、大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、５月８日から感染症法の５類感染症に位置づけられ、位置づけの変更により、これまでの法律に基づき、行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、町民の皆様の自主的な取組を基本とした対応に転換することとなりました。

まず、ワクチン接種についてでございますが、国は特例臨時接種を１年間延長し、高齢者、基礎疾患を有する方、医療介護従事者については春夏に１回、５歳以上の全ての方に秋冬に１回、接種することとしております。この接種費用については、全て公費で賄い、自己負担なく無料で接種できることとなっております。

なお、本町におきましては、ワクチンを円滑に接種いただけるよう、これまでと同様に予約日を指定した集団接種と個別接種を併用する体制で、既に春夏の摂取を開始しております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する医療費についてでございますが、ＰＣＲ検査については、１万３，０００円程度の検査費用と各医療機関によって異なる診察料などが必要で、症状がある場合は、医療保険が適用され自己負担が発生しますが、症状がない場合は、医療保険の適用はなく全額自己負担となります。これらの自己負担分につきましては、他の５類感染症と同様に、本町では現在のところ公費助成を行う予定はご

ざいません。

また、外来治療費、入院費につきましても医療保険が適用され、自己負担は発生しますが、今年9月末までは、入院となり医療費が高額となった場合、高額療養費制度の自己負担限度額が月額2万円引き下げられることとなっておりますし、コロナ治療薬についても高額であることから、今年9月末までは、引き続き公費で負担されることとなっております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。抗原検査やPCR検査については、既に自己負担となっているようです。ですが、入院費用及び高額な治療薬について、今年9月まで国の補助が受けられるということでした。あと4か月です。10月以降、コロナウイルスに感染した場合、高額な個人負担が発生する場合もあるわけですので、個人負担を軽減できるような策を検討していただけることに期待します。

次に、私たちの日常生活の上でも変化があると思いますが、次の4点を踏まえて御答弁をお願いします。

- 1、マスクの着用。
- 2、施設入口での検温や消毒。
- 3、手洗いや部屋の換気。
- 4、大規模イベントの開催。

以上について、よろしくお願いします。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、日常生活の上での変化についての御質問にお答えします。

マスクの着用については、国は3月13日より個人の判断とし、受診時や医療機関、高齢者施設などを訪問するとき、混雑した電車・バスに乗車するときなどはマスクの着用を推奨しており、本町も同様の対応をとっております。

また、施設入口での検温、消毒につきましては、業種別ガイドラインにより感染対策の実施が依頼されてきましたが、こちらは廃止されており、イベントの開催につきましても規模の大小に関わらず制限は設けられておりません。

なお、体調管理や手洗い、換気などの自主的な感染対策につきましては、引き続きそ

の継続を推奨しております。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。これまでの制限が撤廃され、個人においては自主的な判断に任せるということです。よく分かりました。

次に、感染した場合の措置についても変化があると思いますが、次の4点を踏まえて御答弁をお願いします。

- 1、職場で感染した場合。
- 2、保育所や学校で感染した場合。
- 3、濃厚接触者になった場合。
- 4、拡大防止のためにしなければならないこと。

以上、よろしくお願いします。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、感染した場合の措置についての御質問にお答えします。

国からの通知に基づき、本町におきましても、これまでどおり早目に休みを取り、医療機関へ受診するなどの対応を勧めております。

法律に基づく外出自粛は求められませんが、発症日をゼロ日目として5日間は外出を控え、かつ熱が下がり、たんや喉の痛みなどの症状が軽快した場合でも、24時間程度は外出を控え様子を見ることを推奨しております。

次に、保育所、保育園及び学校で感染した場合でございますが、それぞれ国が示したガイドラインに基づき対応することとしており、罹患した子ども及び職員の登園・登校は、発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過することとしており、保育園や学校内で感染が広がっている可能性がある場合には、嘱託医や学校医等と情報共有を行いながら、学校については学級閉鎖や学年閉鎖などの検討をすることとなっております。

いずれにしましても、新型コロナウイルスにとらわれることなく、季節性インフルエンザと他の感染症なども考慮し、毎朝の体調などを確認しているところでございます。

次に、濃厚接触者についてでございますが、一般に保健所から新型コロナ患者の濃厚接触者として特定されることはありませんし、法律に基づく外出自粛も求められません。

御家族や同居者が感染した場合は、可能であれば部屋を開けるなどの工夫や自身の体調に注意するとともに、7日目までは発症する可能性があることから、その間は手洗いや換気などの基本的な感染対策のほか、マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触を控えるなど、感染拡大防止への配慮を推奨しております。

法的には5類に移行しましたが、新型コロナウイルス感染症は今後も存在します。本町では、これまでと同様に円滑にワクチンを接種できる体制を整えるとともに、新型コロナウイルス感染症のみならず、他の様々な感染症についても国・県とも連携を図りながら、定期的に周知・広報活動を務めるなど、感染予防、感染拡大防止への対応を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。新型コロナウイルス感染症が5類になったとはいえ、ただいまも御答弁にありましたが、新型コロナウイルスがなくなったわけではありません。識者からは第9波を懸念する声もあります。

ただいまの御答弁の中にもありましたように、今後は個人の責任において、個人の判断による感染症対策が非常に大事になるわけです。季節性インフルエンザと同じとはいえ、新型コロナウイルスは年間を通して感染するリスクがあるということを、町民お一人お一人が認識し続けることが重要だと考えます。

それに加えて、最近、子どもの風邪が急増しているそうです。ウイルス性の感染症、ヘルパンギーナやRSウイルスで風邪の症状を引き起こすと言われております。特に1歳までの子どもがこのウイルスに初めて感染すると、気管支炎、肺炎といった重篤な症状になる場合もあり、最悪死に至ることもあるそうです。

ウイルスは飛沫や接触が主な感染原因ですので、マスク、手洗い、うがいなどが感染予防に効果的だと専門家は指摘しています。喉元過ぎれば熱さを忘れといったこともあると思います。御答弁にありました「町民の皆様への定期的な広報」で注意喚起をしていただけるようお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

大項目の2点目です。子ども支援について、幾つか質問をさせていただきます。

国では、少子化対策の具体策をまとめたたたき台を今年3月に発表し、この6月7日に骨太の方針の原案が示され、今、仕上げに向け検討がなされていると思いますが、現在、本町が掌握している国や県の子育て支援に係る事業にはどのようなものがあるでし

ょうか。その中には少子化対策の事業も含まれるとは思いますが、それも併せてお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、国では令和5年3月末に異次元の少子化対策を取りまとめたたたき台を発表いたしました。その後、このたたき台を基に、岸田総理が議長となっているこども未来戦略会議において、こども未来戦略方針が審議されております。

このこども未来戦略方針の中では、令和6年度からの3年間、集中的に取り組んでいく内容として、まず一つ目に経済的支援の強化、二つ目にこども・子育てサービスの充実、三つ目に共稼ぎ・共育での推進などが加速化プランとして取りまとめられております。

一方、県における新たな支援策につきましては、物価高騰対策なども含め、今月23日に開会されます県議会6月定例会において審議されることになっており、現時点では具体的な内容が決まっていない状況となっておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

町といたしましては、国や県から示される子育て支援策を速やかに町の子育て施策に反映し、子育て世代の皆様にお届けをしまいたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、こども未来戦略方針の内容につきましては、子育て支援課長より説明をさせます。

○議長（辻岡正和君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、国が示しております、こども未来戦略方針の支援策の内容について御説明いたします。

まず、一つ目の経済的支援の強化につきましては、児童手当の拡充ということで、現在ある所得制限の撤廃、また支給期間を現在の中学校卒業から高校卒業までに延長、さらには第3子に対する給付額の増額などが示されております。

また、現在、保健医療の適用外となっております出産費用の保険適用、さらに奨学金制度の拡充をメインとした高等教育費の負担の軽減策などの取組を進めていくこととな

っております。

次に、二つ目のこども・子育てサービスの充実につきましては、保育の質の向上を目的に、保育士の配置基準の見直しや就労要件を問わず柔軟に保育所などを利用できる制度の創設、さらには、障がい児や独り親家庭、そしてヤングケアラーなどに対する支援体制の強化などが盛り込まれております。

そして、三つ目の共稼ぎ・共育での推進につきましては、男性の育児休業は当たり前になる社会を目指し、両親とも育児休業を取得した場合の給付額の引上げや、育児休業の体制整備に力を入れている中小企業への助成を強化していくことが考えられております。

町としましては、今後、国などの動きに基づく子育て支援を町民の皆様に届けてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

主に国の事業についてお示しをいただきました。ありがとうございます。

岸田総理も、これからの三、四年が勝負だと言っております。今後は、本町から国や県に対する積極的な働きかけが、そのまま本町の子育て支援への取組に反映されると思いますが、本町からの国や県への働きかけについて、どのように行っているのかお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、国や県への働きかけの状況についてお答えします。

まず、一般的に国レベルで展開される子育て支援など福祉的な施策につきましては、子育て世代全体に関わるような基本的かつ全般的な支援制度が中心となっております。

それに対しまして、県のほうでは地域事情などを考慮した比較的きめ細やかな県独自の単独事業もございます。そうしたことから、町としましては、主に福井県に対する要望などを通じて、子育て支援に対する働きかけを行っております。

そして、この福井県への働きかけにつきましては、主に例年実施しております県に対する町からの要望、そして意見交換という形で実施させていただいております。特に昨年、令和4年度からは子育て支援課が新たに設けられ、子育て支援に力を入れさせていただいていることもあり、それまで具体的に明記しておりませんでした子育て支援に関

する要望につきましても、加えて実施させていただいております。

具体的には、まず子育て環境の充実としまして、一つ目、子ども医療費助成に対する県の支援の拡充、二つ目、子ども遊び場整備事業に対する補助要件の緩和、三つ目、子育て世代に対する働く環境の向上の３点について上げさせていただきました。

また、併せて教育委員会部局からは、教育環境の充実としまして、産前産後や育児休業に伴う代替職員の確保の支援、給食の食材料費への支援の２点を挙げさせていただいております。

また、国のモデル的な事業で、県内での採択のケースが少ない事業について、新たに事業採択を受けようとする場合につきましては、予算編成の段階において、県の担当課を通じ、国に対し採択につながるよう特に働きかけをさせていただいております。

令和５年度の予算事業で申し上げますと、子ども・若者サポートセンターの支援拡充のための子どもの居場所支援臨時特例事業や、新規事業として取り組ませていただく育児などに対し、不安や負担を抱えた家庭やヤングケアラーがいる家庭などを訪問し、相談や育児支援を行う子育て世帯訪問支援臨時特例事業について、県を通じて働きかけを行わせていただき、事業の実施につなげております。

今後につきましても、県などを中心に必要に応じて働きかけを行い、町の思いを伝えさせていただきたいと考えておりますので、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○２番（川島富士夫君）

ありがとうございます。子育て支援課の皆様の御尽力に敬意を表します。ただ、ほかの市町も国や県へ「子育て支援や少子化抑制」に向けて要望活動を展開していると思われます。今こそスピードが問われていると感じます。勝手なことを申しますが、ほかの市町よりも速い働きかけに期待します。

次に、本町独自の子育て支援で何か実施しているものがあるでしょうか。あれば御説明願います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

町では、今年度から始まる第２次若狭町総合計画中期基本計画において、子育て環境

の充実を最重点施策の一つとして位置づけております。そうした中、若狭町独自の子育て支援策につきましても、本定例会に御提案させていただいているところです。

具体的には、食費や燃料費など様々な物価高騰に加え、子どもたちが夏休みを迎えるに当たり負担が増える子育て世帯に対し、町独自の応援として、町内の18歳以下のお子様全員に1人当たり、1万円を給付する事業を御提案させていただいております。

また、早期の出産などにより総合周産期母子医療センターに指定されている福井県立病院や福井大学医学部附属病院で出産することになり、母親の退院後も赤ちゃんだけ入院が続くといったケースに対して、入院中の赤ちゃんの面会にかかる交通費を町独自で支援する「総合周産期母子医療センター面会支援補助金」を新規事業として御提案させていただいております。この事業につきましては、町も力を入れております出産・子育て期における伴走型相談支援の聞き取りなどで把握した、子育てをされている方の切実な思いに寄り添ったものを形にしたものであります。

今後につきましても、子育て世代の皆様の声に耳を傾け事業を展開するとともに、子育て環境や支援の充実にスピード感を持って努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

「総合周産期母子医療センター面会支援補助金」の創設については、大いに賛同します。少子化抑制の一助にもなると考えます。早期の出産、いわゆるリトルベビーとしてこの世に生を受けた赤ちゃんの親御さんに対して、安心を与えることになると思いますので、どうか恒久性のある事業となりますよう切にお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

リトルベビーということで、ほかの自治体が行っていることですが、大変好評を得ているそうなので、御参考まで紹介をさせていただきます。山形市の事例です。お聞きいただいて、よろしければ本町でも取り入れてみてはいかがでしょうかと思います。後ほど御見解をお伺いします。

では、紹介します。

低体重で生まれてきた小さな赤ちゃんの育児に寄り添うという意味で、「リトルベビーハンドブック」というものを作成されております。このリトルベビーハンドブックは、赤ちゃんの成長を記録できるほか、子育てに関する相談機関の連絡先などが記載されております。各ページの下には、「生まれたときは小さ過ぎてどうなっちゃうかと心配し

たけど、子どもの成長が一つ一つとてもうれしく感じます。」とか、「何もかも前向きに明るく感じられるように強いママにしてくれたのは、この小さな小さな娘です。」など、先輩ママやパパからの一言メッセージが紹介されております。こちらでは、1, 500グラム未満の子どもの保護者を対象にパンフレットを配布していますが、希望があれば2, 500グラム未満の低出生体重児を育てる保護者にも配布するとしております。

以上ですが、いかがでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、川島議員からのリトルベビーハンドブックの御提案に対する御質問にお答えします。

早期の出産などにより、生まれたときの体重が1, 500グラムに満たないような非常に小さな赤ちゃんにつきましては、一般的に身長や体重、また首のすわりや寝返りなどの運動機能の発達などの個人差が大きいため、標準的な成長や発達を確認する通常の母子手帳では記録し切れない項目が多く出てまいります。そうしたことから、福井県におきましても、小さく生まれた赤ちゃんとその家族を支援するための「ふくいリトルベビーハンドブック」を、医療機関や当事者の方々の意見を伺いながら昨年度作成し、この春から1, 500グラム未満の赤ちゃん、そして希望された2, 500グラム未満の赤ちゃんにも配布を開始しております。

この「ふくいリトルベビーハンドブック」は、議員の御質問にもありますように、他県の先進的な取組も参考にしており、母子手帳のサブブックとして、小さい赤ちゃんの成長発達を記録しやすいよう工夫するとともに、先輩ママやパパからのメッセージなども充実させております。

そして、特に福井県独自の取組としまして、入院中の赤ちゃんに会えない御家族のために、病院スタッフと家族の交換日記ができるような工夫もされております。このハンドブックにつきましては、現在、県内の周産期母子医療センターでの配布に加え、町でも配布する体制をとらせていただいております。

今後につきましては、このハンドブックを有効に活用させていただくとともに、先ほど町長からの答弁にありました、町独自で新規に予定しております総合周産期母子医療センター面会支援補助金などにより、子育て中のママやパパに寄り添った支援に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。福井県でも既に実施しているとは知りませんでした。勉強不足で申し訳ありません。

このハンドブックは、母子手帳では記載のできなかった「成長の記録」が記載できるようになっているなど優れたものであります。有効活用していただけるということですので安心しました。ありがとうございます。

それでは最後、大項目の3点目、ヤングケアラーについてお伺いいたします。

ヤングケアラーについては、昨年の6月定例会の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、本町では該当者を把握することが難しく、今のところ該当者はいないということでした。本当にいないのであれば非常に結構なのですが、把握が難しいという背景には、本町におけるヤングケアラーについての認知がまだ十分されていないとも言えるのではないのでしょうか。認知度を上げるためにもっと啓発活動が必要ではないかと思うわけですが。

そこでお伺いします。本町の小中学校、主に小学5年生から中学3年生までが対象になるかと思いますが、何か啓発活動を行っていただいていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、川島議員の御質問にお答えします。

国では、令和4年度から令和6年度の3か年をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間とし、ヤングケアラーに関して、分かりやすく広く関心を集めるような動画配信やチラシ作成など広報・啓発活動を実施しているところです。

当町におきましては、令和4年8月に小学生5・6年生向けに県が作成した普及啓発用チラシを、町内小学校5・6年生教室の掲示用として配布しております。また、中学校に対しても、県が作成した中学生向けの普及啓発用パンフレットの配布のほか、いじめや学校での様々な人間関係や葛藤など、生きづらさを抱える子どもたちとその家族への寄り添い活動を行うボランティア団体「一般社団法人みんなの居場所withふくい」が実施するヤングケアラーオンラインサロンについてのチラシを配布し、啓発に努めております。

さらには、11月に児童虐待防止推進月間に合わせ、国が作成したヤングケアラーに

ついでに普及啓発用チラシを全小中学生及び全教職員に配布し、より広く啓発をしています。

ヤングケアラーにつきましては、昨年の6月議会の一般質問において川島議員より御質問いただいております、その際にも答弁させていただきましたとおり、今後も国や県などのほか、学校などの教育機関、子どもや若者、そして障がい者や高齢者などの様々な相談機関などと緊密に連携して、誰一人取り残さない社会の実現を目指していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。県から提供されているパンフレットを配布して啓発しているという御答弁でした。

私も一度そのパンフレットを拝見しましたが、ヤングケアラーの定義づけの記載が主で、果たして自分が該当者なのかどうなのか。確かにパンフレットを読むと、自分が該当するのではないかというケースもありますが、今現在そんなに困っているというわけでもないで、私はヤングケアラーではないと結論づける場合も多いのではないのでしょうか。

すみません。これも他自治体の事例になりますが、御紹介をさせていただきます。愛知県が行っていることです。

「知ってほしい！ヤングケアラー」というパンフレットを作成し、県内の全ての学校に配布しております。こちらでは、小学5年生から高校3年生を対象に配布して啓発を行っているというものです。実態を漫画で説明し、ヤングケアラーへのメッセージやヤングケアラーのそばにいる人へのメッセージも載せております。これまでに非常に分かりやすいという評価がされております。本町でもこういったパンフレットやリーフレットのようなものを作成して啓発を行ってみてはいかがでしょうか。御見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えします。

本町では、県が作成したチラシを活用しておりますが、このチラシでは、ヤングケアラーについての説明のほか、どんな悩みでもLINEで相談できる、福井県中高生のた

めの相談窓口SNSの紹介や24時間子供SOSダイヤルなど、悩んでいることや誰かに聞いてほしいことなどを気軽に相談できるツールを分かりやすくお知らせしており、今後も継続して活用していきたいと考えております。

本町独自のチラシやパンフレットの作成は、現段階では考えておりませんが、今後の状況等により作成が必要となれば検討したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございました。気軽に相談できる窓口があるということですので、悩みを一人で抱え込まずにどんどん利用していただきたいものです。

ヤングケアラーについては、本町に限らず社会的に認知がまだ十分されていないというのが現状です。児童や生徒たちの理解度向上のために、パンフレットやリーフレットの活用が有効だと考えますので、必要だとお感じになったときは、速やかに作成・配布をしていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時07分 休憩）

（午前10時09分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

1番、谷川暢一君。

谷川暢一君の質問時間は、11時9分までとします。

○1番（谷川暢一君）

それでは、通告に基づき、早速ですが質問させていただきます。

今回は、町の財源確保に関する取組と、広報・PR活動に関することの2点を私からお伺いいたします。

まずは、「クラウドファンディング」の活用について質問です。

クラウドファンディングとは、インターネットを通して自分のやりたい活動や夢を発信することで、その思いに共感した人や活動を応援したい人など、不特定多数の人からインターネットを通じて広く資金を募る仕組みであります。

また、幾つかの型、分類があり、そのうち購入型と言われるものでは、支援者へのリターン（返礼品）として商品やサービス、特典を受け取る権利などを与える形で行うことで、広くそのプロジェクトを知ってもらう効果もあります。

また、リターンの必要のない寄附型と言われるものでは、環境保護など社会貢献性の高い事業に活用されております。現在、多くの個人や団体・組織がこのクラウドファンディングを活用し、大きな成果を上げています。

また近年では、総務省からも支援策を示されております、ふるさと納税型クラウドファンディング、またはガバメントクラウドファンディングと呼ばれるシステムも注目を集めておりまして、これは自治体が特定の目的のために出資を募り、それに応えた支援者は寄附金を税金から控除してもらえるとといったふるさと納税のシステムを利用した仕組みであり、災害支援や子育て・教育支援など社会的な活動、プロジェクトに役立てられております。

そこで質問です。

現在、県内で活用できるクラウドファンディング事業者はどういったものがあるのか。また、県内自治体のクラウドファンディングの活用状況はどうなのか、お伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、谷川議員の質問にお答えします。

現在、県内で利用できるクラウドファンディングサイトとしましては、福井新聞社、福井銀行、福邦銀行、READY FORの4社で支援・運営されている「ミラカナ。」というサイトがございます。これらのサイトの利用につきましては、地域おこし協力隊などの個人やイベント実行委員会などの団体が多く、令和5年5月末時点で「ミラカナ。」に掲載されている自治体のプロジェクトはございません。

ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにつきましては、現在、当町のふるさと納税は、ふるさとチョイス、さとふる、楽天などの12種類のふるさと納税サイトに掲載しておりますが、そのほとんどのサイトにおきまして、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを利用することができます。

他自治体のふるさと納税を活用したクラウドファンディングの活用状況につきまして、全てのサイトでの把握は困難でございますが、ガバメントクラウドファンディングを取り扱うふるさとチョイスにおきましては、令和5年5月末現在までの県内各市町の利用

状況は、福井県30件、福井市11件、越前市11件、勝山市9件、鯖江市7件のほか、敦賀市、小浜市、あわら市、大野市、越前町、高浜町、若狭町がそれぞれ1件となっております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

県内でも様々な活動にこのクラウドファンディングが活用されているようですが、自治体での利用となると、まだまだ差が見られるようです。

では次に、若狭町におけるこれまでのクラウドファンディングの活用状況を教えてください。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、谷川議員の質問にお答えします。

ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの活用につきまして、町が実施したものとしては、平成30年度に熊川宿の空き蔵を宿泊施設にリノベーションする際に活用しており、延べ22人の方の賛同をいただき、50万1,000円の寄附がございました。また、そのほかに熊川宿内で実施された民間のクラウドファンディングの例としては、現代美術芸術祭の開催やコーヒー専門店の開店などの取組に活用されているようでございます。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

私の実感では、民間での利用が活発にされているようですが、ようやく町でもクラウドファンディングの活用が始まり出したところなのかなと感じております。

では次に、財源が豊富ではない自治体にとって、先に述べた「ガバメントクラウドファンディング」、または「ふるさと納税型クラウドファンディング」と呼ばれるシステムは、非常に魅力的なシステムであると思われます。地方自治体が様々なプロジェクトの実行者として立ち上げるもので、インターネットを通して多くの人にプロジェクトをPRすることにもつながるとともに、仕組みとしてふるさと納税が利用されているため、支援者からの寄附金には寄附金控除が適用されます。また、通常のふるさと納税と違い、より具体的な寄附金の使い道を重視して寄附先を選ぶ仕組みになっています。

2017年に当時の総務大臣は、このように出資金の用途が明確であることによって、寄附者にとっても寄附のしがいがあり、自治体と寄附者の継続的なつながりを維持することにも寄与する可能性がある、その有用性を表明しております。若狭町として、このガバメントクラウドファンディングに対するこれからの取り組み方の考えをお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、谷川議員の質問にお答えします。

御質問のガバメントクラウドファンディングの取組は、ふるさと納税の制度を活用するため、町民以外の町外の方に共感をいただくようなプロジェクトであるか、もしくはそのプロジェクトが成功することで発生する返礼品が魅力的であることが重要であり、経常的な事業では共感を得ることは難しいと考えられます。

プロジェクトが成功することで発生する返礼品とは、例えばチケットを返礼品とした音楽フェス、施設の利用券を返礼品とした魅力あふれる施設整備などが考えられます。また、チケットを返礼品とした音楽フェスをプロジェクトとした場合、開催経費と来場者を同時に確保できるなど、通常のイベント開催に比べ交流人口の拡大につながるなどの効果も期待できます。

議員御考察のガバメントクラウドファンディングの取組は、新たな財源の確保策としてましては有効であると考えておりますが、寄附額の半分程度は返礼品などの経費として支出する可能性があること、また返礼品の選定、サイトに掲載する文言、写真の作成、応援者のインタビュー、寄附者への対応など、多岐にわたる業務が発生することもあることから、新たな財源の確保策として十分魅力を感じているところでございますが、費用対効果を十分勘案しながら活用していくべきであると考えております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

ふるさと納税では返礼品を、通常のクラウドファンディングでもリターン（商品やサービス）を寄附者や支援者に返さなくてはなりません、ガバメントクラウドファンディングでは、必ずしもその必要はありません。集まった寄附金はプロジェクトそのものにほぼ全額投資できます。とはいえ、魅力的な返礼品は広く資金を募る上でもプロジェクトのPRという側面からも不可欠と思われることから、その辺りのさじ加減という

ものはこれからの課題になるでしょう。

従来のなふるさと納税は、返礼品ありきで寄附先を選ぶ人が多いのに対し、クラウドファンディングは、返礼品ではなくプロジェクトの内容で寄附先を選ぶ側面が強く、世の中がもっとこうなったらいいのという思いや、社会的な問題の解決に協力したいという気持ちに働きかけるものです。制度自体も少し複雑で、準備や支援者対応など業務が多く大変になるでしょうが、災害支援や子育て・教育支援、環境保護、地域活性化などの社会的な活動にどんどん活用していくべき制度であると感じております。

では次に、町からの行政報告の場合では、近年の物価高騰による計画の見直しや縮小という話をよく聞くことがあります。今こそクラウドファンディングへの本格的な取組を考えるとともに、ネーミングライツ（命名権）という制度への取組は考えてはいないでしょうか。

ネーミングライツとは、自治体などが施設やイベントなど、その名前をつける権利を売却することで、契約期間中その施設等に企業名やブランド名、商品名などの入った名称をつけることができる制度であります。目立ったところでは、ホールやドーム球場、また競技場など、近年では道路やバス停、駅、また公園やそのベンチに個人名やメッセージを刻むなど、大都市だけでなく地方にも浸透しております。

このネーミングライツやクラウドファンディングというような新しい財源確保の制度確立に向け、これからはもっと積極的に取り組む姿勢が必要ではないでしょうか。見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えいたします。

まず、クラウドファンディングにつきましては、町民に対するサービスに対して、町外の方から共感して寄附をしていただくことは非常に難しく、議員御指摘のとおり、相当な魅力を発揮できる事業と仕組みが必要であると考えております。

また、クラウドファンディングは一時的な歳入でもあるため、経常経費に充てるべきではないと考えております。

また、公共施設におけるネーミングライツにつきましては、企業の宣伝効果が高い必要があることから、利用者の多い施設が該当すると思われます。本町が管理する施設では、ネーミングライツの魅力が低いことも考えられますので、どの程度収益が見込め、どの程度応募の可能性があるのかを検討していく必要があると考えます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、財政状況の厳しい本町にとりましては、常に新しい視点で財源確保に取り組む必要があります。ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの活用に加え、町が管理する施設へのネーミングライツなど、公民連携による財源確保も非常に重要であると考えております。近隣市町の実施状況などを踏まえ十分検討するとともに、地元の企業と連携したネーミングライツの活用に向けて取組を進めていきたいと考えております。

今後とも様々な財源確保に向けて、職員とともに積極的な情報収集に努め、業務の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

ネーミングライツに関しては、かなり前向きな答弁をいただいたように思います。

この制度は、一見すると相当利用者の多い施設を有する大都市に限られた話のような気がしますが、最近では地方競馬の1レース名や花火大会の有料観覧席の名称、また1発の花火そのものに個人名、メッセージをつけられるものなど、多種多様なイベントにも活用されております。アイデア次第では幾らでも発展可能な制度かと考えられます。これはクラウドファンディングにも言えることですが、既成概念にとらわれず柔軟な発想で取り組んでいってほしいと思っております。

また、積極的な取組において、大いに成果があった場合には、支援者への返礼はもちろんのことですが、ぜひ担当した職員へのリターン（評価・報償）というものもあっていいのかなということを申し上げておきまして、次の質問に移ります。

次は、町民への広報・PR・周知活動について質問をいたします。

議会の場では、よく周知徹底という言葉が使われます。広く世間にそれを知らせて、隅々まで行きわたらせること、告知が誰の耳にも入るようにすることです。どんなにいい施策を立ち上げて、相当な予算をつけても、その情報がそれを必要としている住民に届いていなければ、何もしていないのに等しいのではないのでしょうか。

来年の北陸新幹線の敦賀までの開業に向け、町外・他県へのPRが大変重要となってくるのは当然ですが、それと同様にこれからの人口減少対策や定住促進に向けて、今ここに住んでいる住民に向けた町政の丁寧な告知体制が必要かと思われま

ふだん、地域のいろいろな方とお話しをしていると、若狭町にはよい取組がたくさんあるのに、あまり知られていないことが多いように感じております。非常に残念です。

そこで質問です。

一つの例として、まず住民の方々との意見交換の場で、よく意見箱（目安箱）のようなものがあればいいのという意見を頂きます。意見箱があることを自体を知らないのです。3月議会の西村議員の質問にもありましたが、改めてお聞きします。意見箱の設置及び利用状況はどうでしょうか。また、それに対する対応はどうしておられるのでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の住民の声を聞くことにつきましては、私の政治信条でもあります、「町民と協働」を推進していく上で、必要不可欠なものであると認識しております。現在、パレア若狭とリブラ若狭の子育て支援センターに設けております子育ての意見箱につきましては、令和3年12月に設置後、これまでに90件の御意見を頂いております。

また、町のホームページにおきましても、5月末時点でおおよそ200件の御要望や御意見、各種お問合せを頂いております。現在、これらの御意見や御質問に対しましては、各担当課において状況や詳細などを確認した上で、丁寧に御解答をさせていただいております。

また、今年度のDX推進事業において、若狭町LINE公式アカウントを構築しており、9月の運用開始を目指しております。これにより、24時間どこでも行政情報や防災情報が入手でき、各種申請や施設予約なども行えるようになります。そして、御意見箱機能もこのLINE公式アカウントに備わることから、生活に便利なツールとしてより使いやすくなり、住民の皆様への周知や広報体制がさらに充実するとともに、住民の皆様と双方向のやり取りができるようになることから、より身近に役場を感じていただけるものと考えております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

新しくLINE公式アカウントを活用しての広報体制の充実を図るとのことですが、そのLINE公式アカウントの存在そのものを知ってもらう活動がまずは必要になってくるかと思います。

次に、また一つの例として、令和3年に上中診療所において耳鼻咽喉科が開設されま

したが、認知度が低く、利用実績がなかなか上がらないとの報告が続いております。私は当初から根本的な告知PRが足りない指摘させていただいてきましたが、まだまだ知らない人が多いように感じられます。上中診療所の耳鼻咽喉科のこれまでの利用状況はどうでしょうか。

また、開設からこれまでに行った告知・PR活動はどのようなものがあるのでしょうか、教えてください。

○議長（辻岡正和君）

池田健康医療課長。

○健康医療課長（池田和哉君）

それでは、上中診療所の耳鼻咽喉科についての御質問にお答えします。

上中診療所の耳鼻咽喉科については、花粉症やちくのう症など日常でよく起きる疾患のほか、高齢化が進む中での嚥下機能の維持・回復に対応するため、令和3年4月に開設しております。診療は毎週月曜日及び木曜日の午後の部と、4時半から6時までの夜の部の2部構成で、福井大学から専門医師の派遣を受けて行っております。

これまでの利用状況についてでございますが、初年度の令和3年度は、88日の診療日で利用人数は延べ563人、1日平均6.1人でした。また、令和4年度は、89日の診療日で延べ713人の方が利用されており、1日平均8.0人に増加しておりますが、計画しておりました利用人数には達していない状況でございます。

次に、これまでの告知・PR活動についてでございますが、開設時に町のホームページや診療所内の掲示板において、診療開始の御案内をさせていただいております。また、広報わかさの令和4年5月号において、耳鼻咽喉科の新任医師の紹介と併せて加齢性難聴についての記事を掲載し、高齢者の難聴について早期診断を周知させていただいております。同年7月号からは、上中診療所だよりとして連載コーナーを設けて、内科など他の診療科とともに耳鼻咽喉科に関する疾患や診療について紹介しているところでございます。

今後におきましても、地域の医療を支える公的医療機関として各種情報媒体を有効に活用し、周知・PRに努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

診療所内には、職員の方々により告知がされていることが見受けられますが、外に向けては広報紙とホームページぐらいのようです。圧倒的に診療所外に向けたPRが足り

ないように思われます。例えば、新型コロナウイルスのワクチン接種案内のように、有線告知放送を活用してしつこいぐらいの告知があってもいいのではないかと思います。最新の診療設備を備え、小浜病院、福井大学病院との連携も整っているのに、それを知られていないのは大変もったいなく残念に思います。

次に、ほかにも学生や様々な団体や組織の活動、また困っている方に対しての補助・助成など、たくさんの役立つ取組があると思います。それらの施策を本当に必要としている人に届けるために、知ってもらうために、町が行っている広報・告知業務というのは、現在どのような体制になっているのかを教えてください。

○議長（辻岡正和君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えします。

町の広報・告知体制については、広報紙、行政チャンネル、音声告知放送、ホームページなどが中心となっておりますが、今年9月よりLINEが加わることになります。

LINE公式アカウントの拡張機能を活用し、行政情報や防災情報を提供するとともに、各種行政施策と連携したデジタル事業の展開により、各種申請・申込みや施設の予約システムとの連携、自治会としての活用可能な回覧板機能などが追加される予定です。それらの媒体を、対象者やタイミングなどを判断しながら、選択、活用することによって幅広い年代の方々を対象に広報・告知ができる体制が整うと考えております。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

町長からの答弁にもありましたが、これまでの体制に加えて、新しく9月よりLINE公式アカウントを活用した取組が始まるとのことですが、そこで様々な情報提供や、また以前、私が質問いたしました各種申請・申込み、施設の予約システムとの連携も可能になることは大変喜ばしいことかと思います。

しかし、内容もさることながら、まずはこのLINE公式アカウントの存在を知ってもらうこと、そして友達登録をしてもらうこと、そのための広報活動こそが一番重要になってくるように感じております。

次に、周知徹底のための広報・PR活動というのは大変重要で、また難しいことでもあると思われます。さきに質問したクラウドファンディングにしても、新しい資金調達の方法であるとともに、そのプロジェクトのPR活動も伴っている側面が大きいと考え

られます。広報・PR活動においても、これまでの枠にとらわれない取組が必要ではないでしょうか。

現在の町の広報・告知体制については、これで十分と言えるのでしょうか。例えば、広報PR課（室）など専門に広報活動を担当する部門・部署の必要性について、この情報を扱うことの重要性が増している現代においてどう感じておられるのか、見解をお伺いします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、谷川議員の御質問にお答えいたします。

まず、先ほどの公式LINEアカウントの存在を知っていただくと、この告知をどうするかということでございますけども、5月20日、21日に開催させていただきました第31回若狭・三方五湖ツーデーマーチの会場におきましても試験運用をさせていただきました、その際に高校生ボランティアの力も借りながら友達登録をしていただいた方が約800名ほどおられました。引き続きこういった本格的な運用に向けて、公式LINEアカウントの存在というものもしっかりと告知・PRをさせていただいて、町民の皆様の利便性の向上と、また防災や災害の備えという点にもしっかりと活用していきたいと考えております。

そして、御指摘の若狭町の広報紙「広報わかさ」につきましては、これまで民間委託により作成してまいりましたが、今年度から専任の担当者を置き、職員が取材することによって住民の皆様のお意見を身近にお聞きし、その機会を増やすとともに、より住民目線に立った広報や告知に努めさせていただくことが重要であると考えております。専任職員の設置による体制強化を図り、さらに公式LINEアカウントをはじめ各種SNSを効果的に活用し、町としての理念やビジョン、また政策課題などを住民の皆様にお知らせさせていただきたい、そして、また情報を分かりやすく御提供させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

谷川暢一君。

○1番（谷川暢一君）

LINE公式アカウントの登録に関しては、ツーデーマーチでも行われたということですが、この間、私も登録させていただきました。これからの時代、こういうLINEでの活動というのが大事になってくると思いますので、ますます利用していただきます

よう、広報活動をよろしく願いいたします。私も協力していきたいと思っております。

そして、まず広報紙の専任職員の設置を進めて、これまでの制作を民間業者に委託していた広報わかさは、専任の町職員が取材し作成することは大変よい取組かと思っております。

これまで、町からのお知らせ・告知は、この広報わかさ、一緒に配布されるチラシがウエートを占める部分が大きかったように思います。

しかし、例えばさきにも述べたように、上中診療所耳鼻科の認知度が低かったり、最近では上中地域の可燃ごみの持込みを「クリーンセンターかみなか」で一時的に受入れていることを知らずに、どこへ持ち込んでいいのか困っている旨の相談を何件も受けております。暮らしに直結した情報が届いておりません。まずは、手に取って隅々まで読んでもらえる紙面づくりが重要かと思われれます。時には民間業者の意見も取り入れる感覚も必要ではないかと感じております。ぜひ新しい広報紙づくりの体制の下に、柔軟な発想で取り組まれることを期待しております。

今回の質問では、クラウドファンディングやネーミングライツといった新しい財源確保の取組にしても、D X推進事業の下、L I N EなどのS N Sを活用した情報提供や新体制での広報紙づくり等、新しい取組に前向きな姿勢を感じることができました。ぜひこの新しい取組による施策や方針が町民の方々に届きますよう、周知徹底されますことをお願い申し上げまして、今回の私からの質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時41分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

13番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は、11時50分までとします。

○13番（北原武道君）

町長は、SDG sを掲げて行政運営をしておられます。今の発展方向では、いずれ社会が発展できなくなる。したがって、持続可能な在り方で社会が発展できるように、社会を変えていかなければならない、これがSDG sの根本思想であります。

現代社会は、化石燃料に大きく依存しています。化石燃料は有限であるばかりではな

く、燃やせば大気中の二酸化炭素を増加させます。化石燃料への依存は、持続不可能な社会の象徴とも言えます。したがって、化石燃料からの脱却、つまりエネルギーシフトが今日の人類的課題になっているわけでございます。

このような社会状況の中で、クリーンエネルギーと称して原子力発電を持ち上げる風潮もございます。しかし、原子力発電の燃料であるウランもまた有限であり、燃やした後に残る使用済み核燃料はそれこそ有害で、処理不可能であります。原子力発電も、また持続不可能でございます。

再生可能エネルギー、つまり自然エネルギーは地球と太陽がある限り存在します。人類が、産業革命以前の昔から恩恵を受けてきたエネルギーにほかなりません。地球上に広く大量に存在しますが、広く散らばっているので、大きなエネルギーとして利用することが難しく、産業革命後はエネルギーとしては注目されていませんでした。

しかし、今は違います。エネルギーを集約し、貯蔵あるいは輸送する技術が進歩しております。このように再生可能エネルギーは無限に存在し、使用後の有害物も出ない、まさに持続可能なエネルギーです。エネルギー・シフトの本命でございます。

そして、再生可能エネルギーは無限に存在するので、原料費はただであります。ただのものが電気や熱のエネルギーという富に変わる、これが再生可能エネルギーの活用であります。このただの原料が、地球上のどの地域にも広く存在しているのですから、世界中のどの地域も競って再生可能エネルギーの活用を進めているのは当然のことです。再生可能エネルギーの活用に関して、町長の思いをお伺いいたします。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員の御質問にお答えいたします。

政府は、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。

また、2030年度において、2013年度と比較して温室効果ガスを46%削減することを目指し、さらには50%の高みに向けて挑戦を続けることと表明いたしました。

太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーでございますが、温室効果ガスを排出せず、国内で生産が可能であることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で重要な低炭素の国産エネルギー源と考えております。

また、近年、気候変動による自然災害が頻発化、激甚化しており、この気候変動の原

因とも言われている温室効果ガスを抑制するための脱炭素に注目が集まっております。世界的な流れや国の施策方針に沿った考え方は、本町においても重要であると認識しており、県内で再生可能エネルギーの活用について計画されている他市町の状況を参考にしながら、若狭町といたしましても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

世の中の動向に従っていくと、このようなニュアンスであったかと思います。

先ほど申しましたけれども、「再生可能エネルギーの活用」というのは、初期費用はかかりますけれども、「ただのもの」を「エネルギーという富」に変える仕組みでございます。ビジネスとしての存在にも大いに着目していただきたいと思います。

町長の思いが行政にどのように表れているのか、政策面からお尋ねしていきたいと思っています。

本年度スタートで5年間の計画であります第2次若狭町総合計画、これです。この88ページに「脱炭素社会の実現」という項目がございます。そして、具体的取組ということで四つ掲げてございます。脱炭素社会の実現に向けた計画策定、二つ目、公共施設の創エネ推進（太陽光発電装置や蓄電池の設置）、三つ目、公用車のEV化、四つ目、再生可能エネルギーの普及促進、この4項目が具体的取組ということで掲げられております。

これら4件、それぞれに関して本年度、何を実施するのかお尋ねいたします。次年度以降の予定も伺います。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えします。

本年度からスタートした第2次若狭町総合計画における取組の予定につきましては、まず、若狭町には環境基本計画がございます。この計画は10年間を一区切りとして、その間に取り組む基本的内容が記載されておりますが、近年のSDGsや脱炭素社会を推進する具体的な項目が現計画には含まれておりません。

そのような状況の中で、脱炭素社会の実現に向けた計画策定につきましては、今年度より環境基本計画の改訂を進めていく中で、来年度の策定に向け、脱炭素社会の実現に

配慮した計画を含めて進めてまいりたいと考えております。

また、公共施設の創エネ推進につきましては、公共施設における太陽光発電設備の整備について検討を進めてまいります。

次に、公用車のEV化につきまして、令和9年度末における整備台数を15台とする目標値を掲げており、今年度におきまして2台の導入を予定しております。

また、再生可能エネルギーの普及促進につきましては、公共施設等への取組のほか、脱炭素社会の実現に向け、住民が日常生活を送る上で環境意識を変化させることが重要であります。このように、公共施設等への取組を先駆けて進めることで浸透を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

具体的取組ということですが、ただいまのお答えでは、具体的に実現されそうなのは、役場の車を電気自動車に変える、今年度は2台導入する、5年間で15台にする、この事案だけだったように思います。

脱炭素社会の実現に向けた計画策定という項目に関しては、環境基本計画を改訂しなければならないので、その計画の中でこの計画を策定すると、来年度の策定を目指す、というようなお答えでございました。計画の中に、また計画を書き込むというような話ですが、計画の策定は具体化したけれども、その計画は具体化しなかったと、そういうことにならないことを期待しております。

続いて、昨年度スタートで4年間の計画であります若狭町過疎地域持続的発展計画、これは昨年度つくったものです。47ページに「再生可能エネルギーの利用促進」という項目がございます。いろいろ書いてありますが、対策というところで「太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーについて、住民や民間事業者の理解を得ながら地域への導入を検討する」と、このような記述があります。町が、この地域への導入を検討している事案、これには現在どんなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えします。

現在、町におきましては、若狭町過疎地域持続的発展計画においても、再生可能エネルギーについての導入を検討しておりますが、まず率先して町が公共施設や公用車など

に再生可能エネルギーを取り入れることで、個人や企業に対して再生可能エネルギーの導入を促し、脱炭素社会への意欲高揚を図ってまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

町として地域への導入を検討している事案はないと、このような答弁であったと理解いたします。

町長はSDGsに熱心であり、町の各種計画では脱炭素社会の実現や再生可能エネルギーの利用というものを標榜しております。しかし、今までの答弁では、実行に移すという点で極めて遅れていると思います。この点で町長の認識はいかがですか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーに関しましては、自然環境や地域の気象条件等に配慮して導入することが重要であると考えております。

また、採算面や工事の大規模化が課題となっており、そういった意味からは、再生可能エネルギーの導入には慎重に検討を重ねる必要があります。

現在、若狭町におきましては、スマートエリア構想に基づく宅地化の事業において、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの活用に重点を置き、支援をさせていただいております。引き続き他の市町、自治体の取組状況を調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

スマートエリア構想に基づく住宅化事業と、これは井ノ口の宅地造成のことですけれども、この事業で再生可能エネルギー活用の補助を行っていると、こういった事案を紹介していただきました。

しかし、低炭素社会の実現や再生可能エネルギーの利用について、本町は後れをとっていると、このような認識は持っておられないと承りました。

法人の環境エネルギー政策研究所と千葉大学とで再生可能エネルギーの普及について、全国の市町村の集計を行って報告をしております。「永続地帯」という報告なんですけ

ど、永続地帯というのはサステナブルゾーンという意味で、永続地帯ということでインターネットで検索すればすぐ出てきます。

最新版は2021年度の報告で、このデータは2020年度の値ということになります。その一部を持ってまいりました。そのデータの中に「再生可能エネルギー自給率」というものがあります。再生可能エネルギー自給率というのは、若狭町なら若狭町の域内の再生可能エネルギー供給量、これは電気とか熱とかありますが、その供給量の年間推定値を域内の民生用及び農林水産用エネルギー需要で割った値ということです。そのパーセントです。

これが再生可能エネルギーの自給率ということですが、これを見ますと、福井県は全国で41位です。福井県の後に続いているのは、埼玉42位、沖縄、京都、神奈川、大阪、東京という順番です。東京が最後です、47位。つまり福井県の後にあるのは、大都市圏と沖縄ということになります。

その福井県の中で、今度は市町村ごとのデータですが、福井県の中で1番が大野市、これは自給率65.0%です。10位が越前町で5.1%ということです。若狭町は出ておりません。各都道府県のベスト10だけ掲示されていて、当然データはこの研究所にあり、聞けば分かるんですけども公表はされておられません。若狭町は5.1%以下で11位以下ということです。ちなみに美浜町は16.4%で県内6位ということになっております。

このように、再生可能エネルギーの利用に関しましては福井県は後進県、その中でも若狭町は後進グループに位置しております。これが現実です。再生可能エネルギーの利用を単なるスローガンではなく、具体的に促進させるためには抽象的な計画ではなく、実施政策が必要であります。

再生可能エネルギーの利用が本町に比べて、今申しました、かなり進んでいる美浜町では、美浜町エネルギービジョン、これはインターネットをプリントアウトしたものですけども、こういうものをつくっております。これは54ページにわたるものですが、こういうものをつくっております。

さらに、美浜町エネルギービジョン事業化計画というものをつくっております。これはもっと分厚くて145ページです。これも全部インターネットに出てますけどもね、こういうものをつくりまして、再生可能エネルギーの事業化を進めております。

本町でも実施のビジョンを策定する必要があると考えます。町長の見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答えいたします。

美浜町ではエネルギービジョンを策定され、積極的に取り組まれておられるようですが、自然環境や景観、生活環境等について、地域の御意見を尊重した上で再生可能エネルギーの活用に取り組んでいくことが大切であると考えております。その上で、若狭町においても、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らしていくため、再生可能エネルギーの導入などの取組を進める必要があります。

これまで、町では三方中学校におけるエコ改修をはじめ給食センターや三方庁舎、天徳寺のエコ住宅に太陽光パネルを設置しております。

また、河内川ダムや熊川地区の用水路を活用した小水力発電の取組がございます。

これらの再生可能エネルギーに関しましては、SDGsの取組目標7にございます「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」の目標達成には欠かせないものであり、SDGsの理念に基づくまちづくりを掲げる若狭町といたしましては、持続可能なエネルギーとして、これまでの取組事例を生かしながら、まずは環境基本計画の改訂から着手することが望ましいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

環境基本計画からというお話でしたけれども、先ほどお話がありました10年計画であって、今、改訂が迫られているということで、何とかつくりたいかんというものですよね。

私は再生可能エネルギー利用の実施のビジョン、今、美浜のものを示しましたがけれども、そういったものについてお尋ねしたんですけれども、町長はそういうものの必要性というものはあまり感じておられない、そのように受取りをいたしました。再生可能エネルギーの利用を標榜しているものの、その具体的な計画はない、具体化する指針もない、本町の行政は残念ながらそのようなレベルにあると言えます。

町としてのビジョンもない中、今、東京の民間事業者が三十三間山風力発電事業の計画を進めております。この計画について、詳細な説明を求めます。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えします。

三十三間山風力発電事業の計画に関しまして、株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングが、若狭町と滋賀県高島市の行政界周辺の尾根付近に、事業実施想定区域面積約900ヘクタールにおいて、最大出力10万3,700キロワットの風力発電所を設置するもので、総事業費として約300億円が見込まれております。特に若狭町の区域におきましても、三十三地域の三十三間山の尾根付近に最大で17基の発電設備である風車の設置が想定されます。

風車の概要につきましては、1基当たりブレード枚数3枚、ローター直径約158メートル、ハブまでの高さが約101メートルで、最大高さが約180メートルと巨大な発電設備が計画されております。

また、風車の設置工事に必要となる資材搬入路及びアクセス道路の整備や、ヤードの造成なども計画されております。

この計画を進めるに当たりましては、環境影響評価法により環境アセスメントを行う必要があり、その手続の中で、事業者が環境に与える影響を予測・評価し、住民や自治体に公表し意見を聞くことで、環境における適正な配慮が必要であるとされています。

なお、この計画の現在までの状況ですが、さきに申しました環境アセスメントを実施するための準備に取りかかっており、まず、第一段階として、事業者において県が町の意見を反映した意見を、また住民を対象にした広告・縦覧において出された意見を考慮し、検討段階で環境に配慮する事項をまとめた計画段階環境配慮書が作成されております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

総事業費300億円、河内川ダムが400億円ですからどんなものか分かると思いますが、藤井から白屋に至る三十三間山の尾根筋に最大17基の風車を建てると。風車の高さは180メートル、ざっくり言えばこのような御説明でございました。

環境への影響については、地元や町長、知事の意見を参考に、環境への影響を少なくするように、今後とも事業者が計画を練っていくということになります。そして、最終的な工事の許認可は経済産業大臣が行うということになっております。

この風力発電計画の是非に関して、町長はどのような見解をお持ちですか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

この計画が進められるに当たり、町といたしましては環境審議会の答申を受け、懸念される事項をまとめた意見書を令和4年11月4日に県へ提出しております。

その内容といたしましては、特に住民生活に影響を及ぼすおそれのある騒音や超低周波音の問題、三十三地区及び三十三間山周辺の重要な地形や地質への影響、風車の影による影響、また動物や植物の生態系への影響、さらに景観への影響について十分な調査を行い、影響が大きい場合や住民の理解が得られない場合は、計画の変更や中止も含めて検討するよう求めています。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

町として懸念事項をまとめた意見書を県に提出したと。環境への影響が大きい場合や住民の理解が得られない場合は、変更や中止も含めて検討するよう求めているというものを提出したということですね。

現段階としては、事業者がこの意見書などを踏まえて、計画段階環境配慮書というものを作成し終えたところであると、ざっくり言えばこういうことかと思います。

ところで、この計画が実現したとして、その場合、町としてはどのようなメリットがありますか。

また、どのようなデメリットがありますか。お尋ねいたします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えします。

このような風力発電計画において考えられます一般的なメリットとしましては、発電所設備にかかる固定資産税収入が見込めることが考えられます。

また、山間部の事業であることから、工事に伴う林道、作業道が改良・整備されることで、山の管理面においてアクセスがしやすくなることが想定されます。

デメリットといたしましては、今回の計画場所が山林部であり、木の伐採等による動植物等への生態系への負荷や、災害を未然に防ぐ洪水緩和や水資源貯留機能等への影響が考えられることで、山肌崩壊等の災害誘発が懸念されます。

また、風力発電機の稼働時の騒音や超低周波音の発生による影響も懸念されます。さ

らに登山コースもあり、地元住民だけでなく観光客にも親しまれている三十三間山の景観や周辺の山々からの眺望景観にも影響を与えることが考えられます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

同じく、この計画が実現した場合、地元住民及び地元地域にとっては、どのようなメリットがありますか。

また、どのようなデメリットがありますか。お尋ねします。

○議長（辻岡正和君）

中村環境安全課長。

○環境安全課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えします。

現在、環境アセスメントの準備段階でありまして、地元住民及び地元地域へのメリットやデメリットについては、具体的にはお答えできませんが、先ほど申し上げました、町としてのメリットやデメリットと重なることが考えられます。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

一般に再生可能エネルギーの利用事業が行われるということは、脱炭素社会の実現を目指す本町にとって望ましいことであります。

しかし、結果として、町内の自然が生み出す富が町外に流出してしまうだけというならば、この自然の中で暮らしている地元としては、到底その事業を受け入れられないだとうと思います。

この風力発電事業においては、この事業が地元に与えるメリットを最大化し、デメリットを最小化できるよう、計画段階から町や地元が協議に参加することが望ましい。

先ほど私が読み上げました、若狭町過疎地域持続的発展計画の文章ですね。太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーについて、住民や民間事業者の理解を得ながら地域への導入を検討するということですが、こういうことは、この文章やこのような協議の必要性というものを言っているのではないかと思います。

そして、このような協議を重ねた結果、地元、町、事業者の全てがOKという計画が作成されたならば、事業化が進められるべきだと思います。

計画段階から町が協議に参加することについて、町長の見解を伺います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、再生可能エネルギーの利用や脱炭素社会の実現は世界的な目標であり、若狭町といたしましても取り組んでいかなければいけないと考えております。

しかしながら、このような風力発電事業においては、自然環境や景観に配慮し、住民の皆様の理解が得られることが重要であり、町といたしましても計画の推移を見守りながら、適切に判断していくことが必要であると考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

町としては、再生可能エネルギーの利用は進めていかなければならない。けれども、この風力発電事業については推移を見守っていく。つまり口出しはしないと、このような御答弁と受け取ります。

私は、まず町や地元のメリットが最大になるよう協議してみなさいと、このように提案しているわけでございます。協議しないということなので、あまり意味のある質問ではありませんけれども、最後の質問に移ります。

この三十三間山風力発電事業の計画地は、本町においては過疎法の認定地域に含まれます。地元や町、あるいは事業者のメリットを最大化する上で、過疎法による国の支援策を活用することが考えられます。どのような活用方法があるのか、研究してみる必要があると思います。過疎法の活用について、町長のお考えを伺います。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答えを申し上げます。

現段階において、過疎法による支援は考えておりません。若狭町過疎地域持続的発展計画に基づいて、過疎地域全体の振興を図っていくことは重要であると認識しておりますし、今後、様々な活用策についても、検討は続けてまいりたいと考えております。

○議長（辻岡正和君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

この事業に関係して、過疎法による支援は考えていないと、このような御答弁でした。

そもそも町長は、この風力発電事業によって、町なり地元なりが受けるメリット、そのメリットをどうすれば最大化できるかを研究してみよう、こういうスタンスではないと確認をさせていただきます。

再生可能エネルギーの利用に関して、行政は本気度が足りない、私は今回の一般質問を通してつくづくそのように感じました。再生可能エネルギーの利用は、ベンチャービジネスです。ビジネスの観点も必要です。

私の質問通告に対して、答弁の作成が環境安全課という部署に丸投げされたこと自体、私には理解できません。

今後、再生可能エネルギーの利用に関しては、しかるべき組織をつくってグランドデザインを策定する、具体的な実施計画もつくって実現を図っていく、そのようにして環境と調和のとれた再エネのまちづくりを進めていただきたい。そうしないと、本町は再エネなき町として脱炭素社会から取り残される、あるいは再エネの草刈り場として乱開発され、富が町外に流出し環境が破壊される、このような危惧を感じます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（辻岡正和君）

ここで、暫時休憩します。

（午前 11 時 31 分 休憩）

（午前 11 時 33 分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

4 番、倉谷 明君。

倉谷 明君の質問時間は、12 時 35 分までとします。

○4 番（倉谷 明君）

私からの質問は、大きく 2 点です。

まず 1 点目です。交流人口増加と定住促進への施策について伺います。

第 2 次若狭町総合計画（中期基本計画）に将来像の実現に向けて、三つの基本戦略を設定しています。その一つに、「活力を育む交流を拡大する」とあります。

町の人口は、予想を上回るペースで減少が進行しています。町を取り巻く環境が近隣市町に比べて特段悪いとは思いません。人口増加に転じるにはかなり高いハードルがあり、現状の社会情勢を見ていると、全国的に見ても困難であろうと思われます。

しかし、人口減にブレーキをかける施策は必要なのは言うまでもありません。交流人

口増加と定住促進については、平成18年度に策定しました若狭町総合計画においても目指していました。

社会情勢の変化の先読みは難しいと思います。基本計画は当然見直しもあり、平成23年度に若狭町まちづくりプランも策定されました。このプランでは、「次世代定住促進の戦略」を設定し、行政、事業所、地域、学校、各種団体、関係機関が連携した次世代定住促進協議会を設置されています。

そこで、まず1点目の質問です。

現在の次世代定住促進協議会の構成・活動状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員からの御質問にお答えいたします。

若狭町次世代定住促進協議会は、各種団体や教育機関などと連携をしながら、若者等の定住を促進するため、平成23年に設置された協議会でございます。

委員の構成につきましては、各種団体や事業所、教育及び行政等、幅広い分野の関係機関の長の皆様に委員となっただき、それぞれの専門的な知見から御意見をいただくなど、若者等の定住促進や町外からの移住などに向けた事業の推進、情報の共有や周知活動に多大な御協力をいただいております。

さらに、協議会の円滑な運営を行うため、関係団体等の実務担当者で構成する運営委員会を設置し、定住促進に対するより具体的な情報共有や、町内外の現状を踏まえた戦略的かつ効果的な取組への提案など、より実効性のある体制としており、事務局と連携を図りながら、若者等の定住促進に努めていただいております。

これまでの協議会の活動といたしましては、県外での移住フェアへの参加や事業所PR展、自分の未来ミーティングの開催や各種学生支援対策など、今、住んでいる人に住み続けてもらう活動と、新たに定住してもらう活動の二つの目標達成に向けた積極的な事業推進に取り組んでいただき、協議会と連携しながら、よりよい移住定住施策を推進しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。官民が一体となり人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を推し進める事業が継続していることが分かりました。ネットワークづくりと目標の実現

は一朝一夕にはなし得ません。

現在も移住サポート事業は継続していると思います。当初、NPO法人ふるさと回帰支援センターへ町の職員を出向させ連携をとっていました。「若女将インターン」や「東京若狭会」などがあったと記憶します。メディアにも取り上げられたり、その参加者が事業終了後も来町してくれて交流人口の増加、地域の活性化などの成果を上げたと思います。その後の活動内容はどのようになっていますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、倉谷議員の質問にお答えします。

町の各種移住定住サポート事業の中心であります若狭町次世代定住促進協議会を設置して以来、NPO法人ふるさと回帰支援センターとは深く関わり連携してまいりました。

本協議会は、回帰支援センター大阪事務所所長に委員となっていていただき、全国的な移住状況や移住先の動向など、毎年の変化に合わせた移住定住に向けた施策提案を、総会にて共有いただいております。

また、ふるさと回帰支援センターは、東京と大阪に事務所を構えており、この二大都市の移住希望者の多くの情報を持ちながら毎年移住フェアを行い、様々な市町村に移住者を誘致しており、一昨年の東京事務所への移住相談件数は4万9,514件となり、過去最大の相談件数であったことから、移住希望者の関心の高さがうかがえるとともに、議員御考察のとおり、町の取組として平成23年から平成25年の3年間、職員をふるさと回帰支援センターに派遣し、全国の移住施策や移住希望者情報の共有、回帰支援センターとの連携強化を図っており、現在でも有効的な関係性を継続しております。

近年では、若狭町の移住支援や空き家情報などを活用し、積極的に若狭町への売り込みを行っていただく中で、昨年度にはふるさと回帰センターを通じ、関東から若狭町への一組の家族の移住が実現しております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。若者、それも子育て世代の人の移住は、住む場所だけではなく仕事も必要です。生活基盤も整っていないことには踏み出せないところです。これまで若狭町に訪れたことがあったにしても、若狭町を選んでいただくには移住先の情報入手がまず第一歩だと思います。

「わかさ住活ナビ」サイトを通して、これまでにオンラインや電話などで移住相談を受けた件数はどれほどでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、倉谷議員の質問にお答えします。

「わかさ住活ナビ」のサイトは、平成23年の次世代定住促進協議会の設置に合わせ解説したものでございます。わかさ住活ナビは、若狭町の魅力や暮らしの紹介から始まり、移住支援や空き家情報、町営分譲地など移住するために必要な情報を提供しております。

御質問の、これまでに移住相談を受けた件数でございますが、当サイトを御覧になって連絡をいただいているのか判断が難しいところではございますが、サイトを開設した年度から累計いたしますと、412件の相談を受けておるところでございます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。ホームページからも空き家バンクや就農支援などの仕事関連の情報とともにリンクしてまして、町のサポート体制が分かりやすく、町の魅力も伝わり、定住・移住を考える人にとってはうれしい情報源になっていると思います。

そこで、これらの情報などを頼りに、移住先の候補地としてお越しいただき、現地見学を行われた件数はどれほどでしょうか。

また、このとき旅費、宿泊費などの一部を助成する制度もあるようですが、利用実績はあるでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、倉谷議員の質問にお答えします。

次世代定住促進協議会を設置以来、多くの方が本町を移住候補地として現地見学をいただいております。

主な見学内容としましては、子育て環境の見学、空き家や町営住宅など住まいの見学、工場などの企業を見学する方など様々で、町の気候や雰囲気をご覧になるだけの方もあり、いずれの方々も協議会の事務局が親切に対応しております。

そのような中、平成２８年度から若狭町への移住見学に対する交通費助成を始めており、議員御質問の若狭町への移住見学者数は、令和４年度までの８年間で７４世帯１２５人で、そのうち交通費助成を行った件数は２５世帯となっております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○４番（倉谷 明君）

ありがとうございます。移住を検討し、若狭町を候補の一つとして実際に当地まで見学に訪れていただけた方が７４世帯もあったのですね。分かりました。

わかさ住活ナビサイトをのぞいてみますと、何組かの家族の声が掲載されています。移住サポート事業で実際に移住につながったケースは何件ありますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、倉谷議員の質問にお答えします。

移住サポート事業として交通費助成を行った２５世帯のうち５世帯の方々が若狭町に移住していただいております。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○４番（倉谷 明君）

ありがとうございます。交通費助成を活用された５世帯が移住をされたとのことですが、その制度を活用せずに移住された方もおられると推測します。いろんな形で移住を検討している方々に、インパクトある手段でのアプローチが必要だと考えます。移住者が何にひかれてこの町を選ばれたのか、その点が住民にとってもこの町の自慢できる点ではないでしょうか。

移住を決断された方々の最大の決め手は何だったかを把握されておりますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、倉谷議員の質問にお答えします。

議員御質問の移住の決め手につきましては、詳細な把握まではしておりません。しかしながら、若狭町の移住見学に対し交通費を補助するという取組は、当時としましては全国初の若狭町のための取組でした。

この取組を行った背景として、移住希望者は広く移住先を検討する機会が多いことから、経済的な負担を軽減し、気軽に若狭町を訪れていただくことで、若狭町をじかに見て、空気や水に触れていただくことを目的としており、移住フェアなどでは伝わりにくい感覚的な魅力を伝えることが特に必要と感じて実施しております。

さらには、新たな土地に移住される方の不安の多くは、周りに相談できる人がいないというコミュニケーションの問題であり、若狭町を見学される移住希望者には、どのような疑問にも対応できるようつきっきりで対応し、また可能な限り見学に訪れる場所場所で町民に触れ合っていたりなど、若狭町の最大の魅力であります住民の優しさに触れ合う機会づくりに努めてまいりました。

これらのことから、これまで多くの移住希望者と接する中で、最終的な決め手になりますのは、対応する職員や見学時に出会った町民など、人との出会いであったと確信しておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。見学に訪れたときの町の職員の対応や町民との出会いであったと確信していますとのこと。まさにそのとおりであったと私も思います。今後も移住されてこられた家族とは、おせっかいにならないほどよい距離感でのコミュニケーションの場も必要と考えます。移住してこられた方々の御意見も今後の活動に反映できると思います。

次に、いろんな形態で移住された方がいる中で、積極的に町への関わりを志し、地域おこし協力隊員として来られ、町内で活躍中と思います。現役隊員やOB・OGの皆さんは空き家利活用、商品開発・販売、梅の栽培など多岐にわたり町の活性化、情報発信、交流人口増への貢献が大きいです。

これまでの若狭町の地域おこし協力隊の隊員数と定住の状況を教えてください。

○議長（辻岡正和君）

岸本総合政策課長。

○総合政策課長（岸本晃浩君）

それでは、倉谷議員の質問にお答えします。

これまで若狭町の地域おこし協力隊として活躍いただきました隊員は、特産振興4人、観光振興1人、地域振興1人、定住促進2人の計8人に加え、現在、特産振興で活躍いただいております方が1人となっております。

隊員を卒業された8人のうち、6人が現在も町内に定住いただいております。梅の新規就農者として地域内で起業した方や、隊員時代の活動体験を生かして地元の企業に就職した方、地域振興や観光振興に携わる業務に就いた方など、それぞれの分野で活躍されております。

また、残念ながら都市圏に帰られました隊員の1人の方につきましても、定期的に若狭町を訪れ、町の様々なイベントで活躍いただくとともに、お住まいの都市圏で若狭町の宣伝を行うなど、現在も深く交流を続けており、町としましても大変ありがたいことと感謝しているところでございます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。令和4年度末の若狭町地域おこし協力隊活動報告会へ同席させていただきました。そこで、2人の報告を聞きました。この2人の話で共通していたのは、活動において人を動かすではなく人に動いてもらう、地域の人を巻き込むことができる人だと感じました。まさに交流人口を増やす力ではないでしょうか。

これまでの取組の状況をお聞きしました。基本戦略の活力を育む交流を拡大するとは、官民一丸となって多くの人を巻き込む持続可能なシステムでのまちづくりを目指すことだと思います。交流人口増と定住促進へ向けた具体的な重点施策をお聞かせください

○議長（辻岡正和君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員からの御質問にお答えいたします。

令和6年3月には北陸新幹線が敦賀まで開業いたします。また、令和7年には大阪・関西万博の開催が予定されており、若狭町にとっては交流人口拡大の大きなチャンスであると捉えております。

若狭町が誇る自然や名所などの観光資源、歴史遺産、そして新鮮な食材や豊かな食、さらには心温かい町民性を生かして若狭町の魅力を全国や世界に発信・PRし、選ばれる観光地を目指すことが重要です。

そのために、町を代表する観光地である三方五湖・若狭湾エリアと熊川エリアの磨き上げをさらに進め、レインボーライン山頂公園やBRIDAL LAND WAKASA、河内川ダム周辺でのアドベンチャーツーリズムやアクティビティ事業、お花見広場キャンプサイトのオープンなど、交流体験の場所づくりを進めることを目指し、交流人

口の増大につながる施策に重点的に取り組み、また近隣市町との広域的な連携をさらに進め、各種団体との連携や協力体制の確立による関係人口の拡大も図ってまいります。

次に、移住定住促進への取組ですが、前回の国勢調査では、県内で人口減少率が最も大きい町となり、人口減少の進行を抑制することが最大の課題となっております。そのために、今住んでいる人に住み続けてもらう施策として、若狭町に生まれ育った子どもたちが安心してＵターンできるために、魅力ある企業の育成や誘致を行うとともに、Ｕターン定住した若者への経済的支援の充実、住みやすい環境の創出、そして何より若い頃からの郷土愛の醸成を図っていくことが重要であり、学生支援品や若狭へ帰ろう学生帰省支援補助金の拡充、結婚新生活支援事業の創設などにより、定住サポートを強めております。

また、新たに定住してもらう施策として、移住希望者が若狭町に魅力を感じ、住みたいと思えるＩターンへの取組も重要であり、心温かい町民性を生かした移住サポートを行うため、移住フェア等への積極的な参画や、わかさ住活ナビをはじめ様々なツールによるＰＲや情報発信の強化、Ｉターン定住就職をされた移住者への経済的支援の充実など、多岐にわたる支援活動に取り組んでおります。

これまでの東京圏からの移住支援金の交付に加え、新たにその対象を全国に拡充するとともに、より魅力ある若狭暮らしと企業支援事業の実施や移住サポート事業の活用により、移住へのきっかけを創出し、移住に対するハードルを下げる取組にも力を入れ、協力に移住をサポートしてまいります。

将来も住み続けられ、心豊かで幸せな暮らしの実現を、町民の皆様と新たに移住される皆様に感じていただけるよう、第２次若狭町総合計画中期基本計画に基づき、定住促進に向けたまちづくりを加速させてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○４番（倉谷 明君）

ありがとうございます。交流人口増加、定住促進、Ｉターン・Ｕターンにと、大都市圏を除けばどこの市町でもあの手この手の施策を打ち出しています。住民の豊かな暮らしぶりが見える魅力あるまちづくりが幸せにつながると思います。

新型コロナの行動制限も緩和され、ワクチン接種も進み、安心して生活が送れるようになってきました。まずは町民の交流が以前より増して盛んになり、つながりが深まれば人口減少への対策も話題となり、知恵もわいてくると確信しています。

それでは、交流人口増加に関連します2件目の質問に移ります。

「わかさあじさいマラソン」の存続についてお伺いします。

先月開催されました「若狭・三方五湖ツーデーマーチ」では、大変悲しい事故が発生しました。歴史の長いウォーキング大会ですし、コロナ前の参加者が5,000名を超えるところまでの回復はしていませんが、全国各地から毎年多くの方が当地を訪れ、ウォーキング仲間との親交を深めたり、おもてなしを楽しんでいたたりしているところですが、残念なことです。

今後に向けて、コース上の安全面の確認は、参加者はもとよりコース周辺住民の皆さんからの御意見も頂戴し、安全確保をお願いしたいと思います。

さて、いつでも気軽に楽しめるランニングは、日常生活に取り入れやすく、健康を気遣って始める人も多いです。特に近年各地のマラソン大会で気づくのは、ハーフマラソンの部門への参加者が種目別では一番多いです。また、年代別種目が増え、60歳以上の部への参加者が多いことです。遠方から旅行を兼ねてご夫婦でのエントリーをされている方もみえます。

そこで、若狭・三方五湖ツーデーマーチと並び、町の大きなスポーツイベントの一つであります「わかさあじさいマラソン」ですが、2020年大会、2021年大会は新型コロナウイルス感染拡大により中止となりました。昨年の大会も公式な中止の発表はなかったと認識しています。そもそも開催する方向で進んでいたとは思えません。今年は開催されるだろうと期待の声が、町内外のマラソン愛好者から聞こえました。

昨年は、県内でも従来から開催されていましたがマラソン大会が再開されています。近隣では、敦賀マラソンが開催されました。若狭町でも、三方五湖DMO株式会社主催の「若狭路レインボーマラソン2022」が開催されました。今年になって、県内では「ふくい桜マラソンTRIALRUN2023」を皮切りに、「OBAMA若狭マラソン」など、各地のマラソン大会が開催されています。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ、行動制限も緩和され、人の動きがコロナ前に戻りつつあります。各地のマラソン大会も感染対策をしての開催となっています。

そんな中で、「わかさあじさいマラソン」は再開されません。どのような経緯で開催が打ち切りとなったのでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えします。

わかさあじさいマラソンは、平成17年に、マラソンを通して若狭町内外の交流と健康増進を図り、多くの方に若狭町を紹介することを目的として第1回大会を開催し、令和元年6月3日に第15回大会を開催いたしました。その後、新型コロナウイルス感染拡大のため、令和2年から令和4年の3年間、大会を中止させていただいております。このわかさあじさいマラソン参加者数は、平成26年の第10回大会の2,683人をピークに年々減少をたどり、令和元年の第15回大会では1,433人となり、46.6%の減少となっております。

また、町内の参加者も全体の10%の140人と減少しており、町内外の交流と住民の皆様の健康増進という目的が十分達成できていない状況となっております。

さらには、開催日が熱中症なりやすい時期であり、時期を変更するにも近隣市町大会や町のほかのイベントの調整が難しいことや、協議スタッフの十分な人数確保も難しく、コースの安全を確保するのが厳しい状況であることなど、わかさあじさいマラソンの継続について、主催者である若狭町スポーツ協会の議論の中で様々な意見が出ております。当町としましても、住民の皆様の健康増進を図るため、令和4年度より、わかさあじさいマラソンの代替イベントとして、県が主催となって開催しております「ふくい桜マラソン2024」のプレイベントである「オクトーバーラン&ウォーク」を推進してまいりました。このイベントは、スマートフォンがあれば誰もが気軽に参加できるバーチャルスポーツイベントで、ランニングでは走行距離、ウォーキングでは歩数を集計し順位をつけていくイベントで、若狭町スポーツ協会から商品を出すことにより、約250人の住民の皆様に御参加いただいております。

今年度につきましても、令和4年度と同様に、わかさあじさいマラソンは休止とし、オクトーバーラン&ウォーク、ふくい桜マラソン2024などへの参加を、町の広報紙、文字放送、ホームページ、ポスター掲示などで呼びかけてまいりたいと考えております。

ふくい桜マラソン2024では、県内各市町の招待枠、ランナーのエネルギー補給のための給食提供、ボランティアスタッフや応援ステージの参加者などの募集もごさいますので、同じく町の広報紙などで広く呼びかけ、多くの人に参加していただき、交流と若狭町のPRをしていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。伝統ある町主催のイベントでもありますマラソン大会の中止の発表がなかったのはなぜなのかの説明がありません。また、中止決定の経緯の説明も不十分です。

コースの安全確保が厳しい状況であるとのことですが、委託先の若狭町スポーツ協会からどのような意見があったかの説明がありません。健康増進の代替イベントとして、スポーツ財団が主催し、新聞社や総務省が後援し、全国展開していますオクトーバーラン&ウォークを挙げられていますが、これが代替事業になるとは思えません。非常に残念な答弁です。

1件目の質問にも関連しますが、交流人口増加に大きく貢献する町の重大なイベントの一つだと考えます。再開・存続の計画はありますでしょうか。

○議長（辻岡正和君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えします。

わかさあじさいマラソンの再開・存続につきましては、大会の主催である若狭町スポーツ協会と、新型コロナウイルスによる中止を判断した令和2年度から、引き続き議論を重ねている状況でございます。

その中で、先ほども申しましたが、開催時期が熱中症になるリスクが高いこと、参加者の減少により大会の目的であります交流人口の拡大が図られていないという状況や、安全に大会が運営できる協議スタッフの確保などの課題により、大会存続が厳しい状況になっております。

今後は、野木地区もルートとなっているOBAMA若狭マラソンや、県全体で盛り上げようとしているふくい桜マラソンなどに町内のマラソン愛好家の方も参加していただき、交流していただきたいと考えております。

教育委員会としましては、教育大綱の基本方針である「スポーツ活動の進行、健康づくり・体力づくりの推進」にありますように、住民のスポーツを通じた健康・体力の増進と世代を超えた交流を図れ、誰もが気軽に参加でき、継続して取り組むことができるニュースポーツの出前講座を学校や公民館などで行うことや、県大会や全国大会などで活躍された選手を奨励することなどを通してスポーツ活動を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻岡正和君）

倉谷 明君。

○４番（倉谷 明君）

ありがとうございます。あじさいマラソンの再開・存続についての回答はありませんでした。

開催時期に問題があるのであれば、変更すればいいでしょう。ほかの市町の大会とバッティングしても開催は可能だと考えます。近隣では、美浜町の「五木ひろしふるさとマラソン」は鯖江市の「鯖江つつじマラソン」と同日開催です。県内には、ほかにもそのような例はあります。

小浜市のOBAMA若狭マラソンのコースの多くの部分が若狭町です。スタッフ集めが難しいのであれば小浜市と協議し、合同開催の可能性も探ってみることもできると思います。スポーツはマラソンだけではなく、県外、町外からの人を呼び込み、町の魅力を伝え、交流人口増加につなぐことに期待できます。

マラソン大会に関しての中止や廃止の明言がありませんでした。大会は何とか復活、継続していただきますよう再検討をお願いします。

今後、健康増進、中学校の部活動も含めたスポーツ振興策などに関します町の取組の質問をさせていただきます。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（辻岡正和君）

一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 ０時０８分 休憩）

（午後 １時０８分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

～日程第３ 議案第４７号及び日程第８ 議案第４８号～

○議長（辻岡正和君）

日程第３、議案第４７号「工事請負契約の締結について（災害情報放送設備整備工事）」及び日程第４、議案第４８号「工事請負契約の締結について（令和５年度若狭三方縄文博物館空調改修工事）」までの２議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第４７号及び議案第４８号の「工事請負契約の締結について」の２件

につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第４７号につきましては、災害情報放送設備整備工事をさせていただくもので、去る６月２日に制限付き一般競争入札を実施いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第４８号につきましては、令和５年度若狭三方縄文博物館空調改修工事をさせていただくもので、去る６月２日に制限付き一般競争入札を実施いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、２議案につきまして御説明申し上げました。何とぞ御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻岡正和君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 １時１１分 休憩）

（午後 ２時００分 再開）

○議長（辻岡正和君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案第４７号「工事請負契約の締結について（災害情報放送設備整備工事）」及び議案第４８号「工事請負契約の締結について（令和５年度若狭三方縄文博物館空調改修工事）」を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、議案第４７号「工事請負契約の締結について（災害情報放送設備整備工事）」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４７号「工事請負契約の締結について（災害情報放送設備整備工事）」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４８号「工事請負契約の締結について（令和５年度若狭三方縄文博物館空調改修工事）」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４８号「工事請負契約の締結について（令和５年度若狭三方縄文博物館空調改修工事）」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（辻岡正和君）

起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案審査のため、明日１４日から２２日までの９日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって、明日１４日から２２日までの９日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午後 2時04分 散会)